

アスベスト（石綿）による疾病には 補償・救済制度が適用されます

アスベスト（石綿）による疾病とは、アスベストを吸い込むことで患う健康被害をさし、アスベストを吸ってから、数十年といった非常に長い年月をかけて発症することが大きな特徴です。（主な疾病：石綿肺・肺がん・中皮腫・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚）

発症された方の発症原因や状況などによって利用できる制度が異なりますので、下記のフローチャートを参考に、各制度の相談窓口までご相談ください。

アスベスト（石綿）が原因の病気を診断された方（発症者）について あてはまる方へお進みください

➡ はい ⇨ いいえ

発症者は、**仕事でアスベスト（石綿）**を取り扱っていた

はい

いいえ

発症者は、**労働者**または**労災保険の特別加入者**であった

はい

いいえ

発症者は、**5年以上前に亡くなられた方**である

いいえ

はい

1 労災保険給付

（労災保険制度）

詳しくは裏面 **1** へ

2 特別遺族給付金

（石綿健康被害救済制度）

詳しくは裏面 **2** へ

3 救済給付

（石綿健康被害救済制度）

詳しくは裏面 **3** へ

発症者が下記の条件をすべて満たす場合には

1 2 3 に加えて、「**建設アスベスト給付金**」を申請することができます。

- ① 特定石綿ばく露建設業務※1に従事したこと
- ② ①の業務に従事したことにより石綿関連疾病にかかったこと
- ③ 労働者や一人親方等であったこと
（またはその遺族であること）※2

4 建設アスベスト 給付金

詳しくは裏面 **4** へ

※1 特定石綿ばく露建設業務とは以下の業務を指します

- ・昭和47年10月1日～昭和50年9月30日の期間の
石綿の吹き付けの作業に関する業務
- ・昭和50年10月1日～平成16年9月30日の期間
屋内作業場で行われた作業に関する業務

※2 対象となるのは以下の方々です

- ・労働者
- ・家族従事者（労働者を除く）
- ・中小事業主
- ・ご遺族
- ・一人親方

各制度の相談窓口などは裏面を参照ください

各制度の概要と相談窓口

？ 相談先がわからない方はこちらへまずご相談ください

厚生労働省 労災保険相談ダイヤル ※ご利用には通話料が発生します

☎ **0570-006031** 受付時間：8:30～17:00（土・日・祝・年末年始を除く）

1 労災保険給付

仕事で石綿を吸い込んだことが原因で疾病を発症した労働者やそのご遺族に、**療養補償給付**（疾病の治療に必要な治療費）や**休業補償給付**（治療のため賃金を受けられない期間に対する補償）のほか、**遺族補償給付**（労働者のご遺族へ年金または一時金）などを給付します。

※ 給付額は、労働者の賃金額などに応じて決定されます。

相談窓口

最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

福井労働基準監督署

福井市開発1丁目121番地5

☎ **0776-54-7857**

武生労働基準監督署

越前市中央1丁目6番4号

☎ **0778-23-1440**

敦賀労働基準監督署

敦賀市鉄輪町1丁目7番3号

☎ **0770-22-0745**

大野労働基準監督署

大野市弥生町1番31号

☎ **0779-66-3838**

受付時間 8:30～17:15

（土・日・祝・年末年始を除く）

2 特別遺族給付金

石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、**労災保険の遺族補償給付**を請求できる権利が時効で失われた方に、**年金**または**一時金**を給付します。

特別遺族年金（遺族1人の場合 原則 240万円/年）

特別遺族一時金（1,200万円）

相談窓口

3 救済給付

石綿による健康被害を受けられた方やそのご遺族で、**労災保険給付の対象とならない方に、医療費**（指定疾病に関する医療費の自己負担分）や**療養手当**のほか、ご遺族へ**弔慰金**や**葬祭料**などを給付します。

※ 労災保険給付と異なり、石綿を吸い込む仕事をしていたか どうかは問いません。

相談窓口

独立行政法人環境再生保全機構

石綿救済相談ダイヤル

（通話無料）

☎ **0120-389-931**

受付時間：10:00～17:00

（土・日・祝・年末年始を除く）

4 建設アスベスト給付金

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者やそのご遺族に、**精神上の苦痛**を受けたことへの補償に相当する**給付金**を支給します。

給付額 550万円 から 1,300万円 まで

※ 建設業務の従事期間が一定期間未満の方や肺がんの方で喫煙習慣があった方は、1割減額されます。

相談窓口

厚生労働省

労災保険相談ダイヤル

※ご利用には通話料が発生します

☎ **0570-006031**

受付時間：8:30～17:00

（土・日・祝・年末年始を除く）

福井労働局や厚生労働省のウェブサイトにも、詳しい情報を掲載しています。

アスベスト（石綿）
による疾病への
補償・救済制度
（福井労働局）



アスベスト（石綿）
情報
（厚生労働省）



アスベスト（石綿）
に関するQ&A
（厚生労働省）

